

第 4 編 人事(大月都留広域事務組合職員の定年等に関する規則)

○大月都留広域事務組合職員の定年等に関する規則

(昭和 60 年 3 月 25 日規則第 1 号)
改正 昭和 63 年 7 月 12 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大月都留広域事務組合職員の定年等に関する条例(昭和 59 年大都衛条例第 1 号。以下「条例」という。)第 4 条第 5 項の規定により、勤務延長(条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)の実施に関し必要な手続を定めるものとする。

(勤務延長の期限の延長についての承認)

第 2 条 任命権者は、条例第 4 条第 2 項の規定により組合長の承認を求める場合には、様式第 1 号の申請書を提出するものとする。

(勤務延長等についての職員の同意)

第 3 条 条例第 4 条第 3 項又は第 4 項に規定する職員の同意は、それぞれ様式第 2 号、様式第 3 号又は様式第 4 号の同意書により得るものとする。

(勤務延長職員の異動についての承認)

第 4 条 任命権者は、勤務延長されている職員を異動させる場合には、あらかじめ様式第 5 号の申請書を提出し、組合長の承認を得るものとする。

(発令通知書の交付)

第 5 条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に当該各号の事由を明示した文書を交付するものとする。

- (1) 勤務延長を行う場合
- (2) 勤務延長の期限を延長する場合
- (3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合

(報告)

第 6 条 任命権者は、毎年 6 月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を組合長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。

(経過規定)

2 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、当分の間、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	第4条第5項	第4条第5項(条例附則第2項において準用する場合を含む。)
	第4条第1項又は第2項	第4条第1項(条例附則第2項において準用する場合を含む。)又は第2項(条例附則第2項において準用する場合を含む。)
第2条	第4条第2項	第4条第2項(条例附則第2項において準用する場合を含む。)
第3条	第4条第3項又は第4項	第4条第3項(条例附則第2項において準用する場合を含む。)又は第4項(条例附則第2項において準用する場合を含む。)

附 則(昭和 63 年 7 月 12 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

第 号
年 月 日

大月都留広域事務組合長 殿

任命権者 印

勤務延長の期限の延長承認申請書

大月都留広域事務組合職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 1 号)第 4 条第 2 項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長の承認について次のとおり申請します。

記

- 1 期限延長予定者の氏名
- 2 勤務所属、職名及び級号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 勤務延長の事由及び期限
- 5 現に従事している職務の内容
- 6 申請の理由及び延長後の期限
- 7 その他参考となる事項

備考 職員の同意書を添付すること。

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

任命権者 殿

勤務所属
職氏名 印

勤務延長についての同意書

大月都留広域事務組合職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 1 号)第 4 条第 3 項の規定に基づき、勤務延長について次のとおり同意します。

記

- 1 定年年齢及び定年退職日
- 2 勤務延長の期限

年 月 日

任命権者 殿

勤務所属
職氏名 印

勤務延長の期限の延長についての同意書

大月都留広域事務組合職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 1 号)第 4 条第 3 項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について次のとおり同意します。

記

- 1 定年年齢及び定年退職日
- 2 勤務延長の期限
- 3 勤務延長の期限の延長後の期限

様式第 4 号（第 3 条関係）

年 月 日

任命権者 殿

勤務所属
職氏名 印

勤務延長の期限の繰り上げについて同意書

大月都留広域事務組合職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 1 号)第 4 条第 4 項の規定に基づき、勤務延長の期限の繰り上げについて次のとおり同意します。

記

- 1 定年年齢及び定年退職日
- 2 勤務延長の期限
- 3 勤務延長の期限の繰り上げの期限

第 年 月 日 号

大月都留広域事務組合長 殿

任命権者 印

勤務延長職員の異動承認申請書

大月都留広域事務組合職員の定年等に関する規則(昭和 60 年規則第 1 号)第 4 条の規定に基づき、
勤務延長職員の異動の承認について次のとおり申請します。

記

- 1 異動予定者の氏名
- 2 勤務所属、職名及び級号給
- 3 異動後の勤務所属、職名及び級号給
- 4 定年年齢及び定年退職日
- 5 異動後の定年年齢及び定年退職日
- 6 勤務延長の事由及び期限
- 7 職務の内容
- 8 異動後の職務の内容
- 9 申請の理由
- 10 その他参考となる事項